

令和 6年度一般会計物価・賃上げ促進予備費使用要求書

16 国土交通省所管

1. 事項

95 タクシー事業者に対する液化石油ガス価格激変緩和対策事業に必要な経費

3,788,106 千円

2. 要求理由

物価高騰の現下の状況に鑑み、原油価格高騰対策を推進するため、民間団体が行うタクシー事業者に対する液化石油ガス価格激変緩和対策事業に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。

3. 物価・賃上げ促進予備費使用要求額

組織及び項目	物価・賃上げ促進予備費使用要求額	備考
(組織)国土交通本省 060 地域公共交通維持・活性化推進費 95063-2405-16 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	千円 3,788,106	液化石油ガス価格激変緩和対策事業 補助先：民間団体 補助率：定額 本書において、「物価・賃上げ促進予備費」とあるのは「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」と読み替えるものとする。なお、添付の「事項別内訳表」においても同様とする。

15B5100004

財務大臣 殿

承認年月日は令和 6年 9月 3日付で願いたい。

国土交通大臣

令和 6 年度一般会計物価・賃上げ促進予備費使用要求書（事項別内訳表）

16 国土交通省所管

1. 事項

95 タクシー事業者に対する液化石油ガス価格激変緩和対策事業に必要な経費

3,788,106 千円

2. 要求理由

物価高騰の現下の状況に鑑み、原油価格高騰対策を推進するため、民間団体が行うタクシー事業者に対する液化石油ガス価格激変緩和対策事業に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。

3. 物価・賃上げ促進予備費使用要求額

組織、項及び事項	物価・賃上げ促進予備費使用要求額	備考
(組織)国土交通本省 060 地域公共交通維持・活性化推進費 95 地域公共交通の維持・活性化の推進に必要な経費	千円 3,788,106	95063-2405-16地域公共交通確保維持改善事業費補助金 3,788,106千円